

三宅村民の皆様へ

本日、帰島に関する三宅村の基本方針を発表しました。

私は、2月に村長に就任以降、村民の皆様にお約束した早期帰島に向けてさまざまな努力をしてきました。三宅島の現状と今後の火山活動の見通しを前提に、どのようにすれば帰島が可能となるかを、村民の安全確保を第一に検討を重ねてきました。これまでに、国、東京都において調査、検討（火山ガス検討会等）してきた内容及びこの5月に実施した住民意向調査の結果などを踏まえ、村が設置した専門家会議の意見も聞いて総合的に判断をしました。その結果、火山ガスの放出が止まらない現状でも『火山ガスとの共生』を基本的考え方、村民の自己責任に基づく帰島が可能であると判断いたしました。

『火山ガスとの共生』には、行政が進めるべき安全確保対策と、火山ガスのリスクに対する住民の心構えが必要不可欠です。村では今後もリスクコミュニケーションを継続して実施することにより、火山ガスに対する不安や疑問を解消していきたいと考えています。また、今月中に各世帯の詳細調査に入り、帰島後の安定した生活が確保できるよう、その対策を検討します。8月末までには「三宅村帰島計画」をまとめ、その後、住民説明会を開催して村民の皆様にお示しいたします。

これからは、限られた時間の中で様々な事業を実施して行かなければなりませんが、帰島に関する意向調査においても早期帰島を望む声が多く、我々島民が一丸となって復興に当たれば、ふるさと三宅島は再生されるものと確信しております。

村役場職員は、帰島に向け全力で取り組んでまいりますので、皆様の尚一層のご協力をお願い申し上げます。

平成16年7月20日

東京都三宅島三宅村長 平野祐康

帰島に関する基本方針概要

平成16年7月20日
三宅村

[前 提]

三宅島の火山活動は、全体として最近1年半以上大きな変化ではなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられますが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られません。

(平成16年6月30日発表、火山噴火予知連絡会統一見解)

[村民の状況]

- 1 意向調査では、火山ガスのリスクを受容しても帰島したいとの意向が回答の約7割
- 2 村民は、ほぼ4年にわたる避難生活で精神的、経済的負担が限界にきている。

[基本的な考え方]

● 基本的な考え方『火山ガスとの共生』

- 1 帰島は、村民個々の自己責任に基づく判断
- 2 村は、火山ガスの監視・観測、情報伝達、避難体制の整備、健康管理・医療体制の確保を実施
- 3 村は、村民の安全確保に必要な事項を規定するため、新たに条例を制定
- 4 火口周辺・高濃度地区等は、立ち入り禁止、居住制限等を村条例で規定
 - ・高濃度地区は、薄木、栗辺、三池、沖ヶ平、御子敷の5集落を含む2地域を想定
 - ・高濃度地区内と想定される空港、港湾、村役場等の施設は例外的使用に限定
- 5 三宅島帰島プログラム準備検討会報告の着実な推進

※高濃度地区、規制等及び条例の具体化については、今後、専門家の意見を聞いたうえで決定

[避難指示の解除]

- 平成17年2月に災害対策基本法第60条第4項に基づく避難指示の解除
- 具体的日時は、島内整備の進行状況により概ね1ヶ月前に公表

[今後の取り組み]

[帰島対策本部の設置等]

- 1 方針決定後、避難指示解除までに帰島のための準備をする
- 2 方針決定後、村は、直ちに都庁内に「帰島対策本部」を設置、三宅島に「現地対策本部」を設置
- 3 総合相談窓口を設置
- 4 高濃度地区内にある村役場は臨時庁舎を設置

[安全確保対策]

- 1 健康管理
 - ・中央診療所の復旧など、医療体制の整備
 - ・健康診断とリスクコミュニケーションを実施
 - ・高感受性者は、島内の受け入れ体制を見ながら帰島
 - ・健康診断終了後、帰島意思の最終確認
 - ・一般観光客等には、三宅島の現状と安全確保についての周知徹底
- 2 安全確保マニュアルを作成

[受け入れ準備]

- 1 世帯別の詳細調査を実施
- 2 商店、金融機関、民宿等は早い段階において整備
- 3 建築資材の搬入、業者等の受け入れ態勢を整備
- 4 村と東京都三宅支庁が協力して夜間避難訓練を実施
- 5 高濃度地区居住者の住宅確保

[村民の引越し＝本格帰島期]

- 1 避難指示解除の日から概ね3ヶ月以内に島内への引越しを完了
- 2 「引越し計画」を策定
- 3 引越し期間中について、都営住宅への継続入居の配慮を東京都等関係機関に要請
- 4 特別の事情があるために本格帰島期間に帰島できない村民についても同様の要請
- 5 一般観光客等の三宅島への入島受け入れは、一般村民の帰島後（本格帰島期後）を予定

[教育・福祉関係施設の再開]

- 1 小中学校に当面、三宅小・中学校各1校で4月に再開
- 2 保育園は当面、みやけ保育園1園を避難指示解除時に再開
- 3 小中学校、保育園等には一時的避難が可能な脱硫機能を整備
- 4 特別養護老人ホームの再開は、「社会福祉法人あじさいの里」と協議し、早期再開を目指す

[生活の再建]

- 1 村営住宅の復旧・整備等、住宅確保の支援
- 2 産業・雇用対策の実施
- 3 家屋解体がれき、廃自動車、廃家電品等災害廃棄物の適正処理

[帰島計画]

この方針に基づく具体的な事項は、本年8月末を目途に策定する「三宅村帰島計画」で定める

帰島に関する基本方針

(前提)

三宅島の火山活動は、全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられるが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られない。今後も局所的に高い二酸化硫黄濃度が観測されることもあるので、風下にあたる地域では引き続き火山ガスに対する警戒が必要である。

(平成16年6月30日三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会統一見解)

(村民の状況)

- 1 この5月に村が実施した意向調査の結果では「火山ガスのリスクを受容して帰島する」との意向が回答の約7割を占めるなど、村民は一刻も早い帰島を待ち望んでいる。
- 2 平成12年9月の全島避難から4年近くが経過し、村民は長期化する避難生活により経済的にも、精神的にも厳しい状況に追い込まれつつある。

(基本的な考え方)

- 火山ガスの放出は依然として続いている、火山ガス濃度の低下を待っていると何時、帰島できるかの見通しが立たない状況にある。
このため、現在の火山ガスの観測結果やこれまでに明らかにされた火山ガスに関する専門家の見解や提言を踏まえ、かつ、村民の意向を尊重して、「火山ガスとの共生」を基本的な考え方とする。
 - 火山ガスの放出が続く中での帰島であり、通常の生活ができる状況にはないと考えられる。村は、村民の安全を確保するための施策を実施するが、帰島にあたって重要なことは、村民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」と村民相互が助け合い、協力し合う「共助」である。
- 1 帰島は、三宅島の火山ガスのリスクとそれを回避する安全行動を十分に認識した上で、村民個々の自己責任に基づく判断による。
 - 2 村は、村民等の安全確保行動が適切に行われるよう、火山ガスの監視・観測、情報伝達、避難体制の整備、健康管理・医療体制の確保を実施する。
 - 3 村は、村民等の安全確保に必要な事項を規定するため、新たに条例を制定する。
 - 4 火山ガスの放出状況、濃度等を十分に調査、検討し、村民等の生命と身体を災害から保護するため、火口周辺及び高濃度地区について、立ち入り禁止、居住制限等の規制を行う。

規制の具体的な内容等は、今後、専門家の意見を聞いた上で決定する。

- ・一定の制限を設ける高濃度地区は、薄木、栗辺、三池、沖ヶ平、御子敷の5集落を含む2地域を想定している。
 - ・高濃度地区内と想定される空港、港湾、村役場等の施設は、例外的使用に限定する。
- 5 規制する区域及び規制内容については、火山ガスの放出状況、濃度等の変化に応じて、適宜、見直すこととする。
 - 6 村は、国、東京都と協力して、平成16年3月に出された「三宅島帰島プログラム準備検討会報告」を着実に推進する。

(避難指示の解除)

- 1 村長は、平成17年2月に、災害対策基本法第60条第4項に基づく避難指示解除の公示を行う。
- 2 避難指示を解除する具体的日時は、島内整備状況や受け入れ準備の進行状況をみて、概ね1か月前に公表する。

(今後の取り組み)

[帰島対策本部の設置等]

- 1 方針決定後、避難指示解除時までを「帰島準備期」とする。
- 2 都庁舎内の新宿総合事務所に「三宅村帰島対策本部」を設置するとともに、三宅島に「現地帰島対策本部」を設置する。
- 3 新宿総合事務所に「総合相談窓口」を設置するとともに、主な避難先を対象に出張相談を実施する。
- 4 高濃度地区内と想定される現村役場庁舎は、防災機能の使用に限定し、その他の一般業務機能は、臨時庁舎で行う。

[安全確保対策]

1 健康管理

- ① 中央診療所の復旧など、医療体制の整備を行う。
- ② 帰島する村民の帰島前健康診断及びリスクコミュニケーションを実施する。
三宅島に赴任する公共機関等の職員等についても、入島前に各公共機関等において健康診断とリスクコミュニケーションを実施するよう要請する。
- ③ 高感受性者は、避難指示解除後、島内の受け入れ体制を見ながら帰島するものとする。
- ④ 帰島前健康診断終了後、「火山ガスのリスクの受容」や「自らの安全を守るのは自分自身」等の「住民の心構え」を十分に説明の上、自己の判断により帰島する旨の帰島意思の最終確認を行う。
- ⑤ 一般観光客等には、三宅島の現状と安全確保についての周知を徹底する。

2 村は専門家の意見を聞いて安全確保マニュアルを作成する。

[受け入れ準備]

- 1 世帯別の詳細調査を実施する。
- 2 村民が帰島後直ちに必要となる生活基盤である商店、金融機関及び民宿等は帰島準備期の早い段階において整備する。
- 3 災害により損壊した個人住宅の復旧が帰島準備期に円滑に実施できるよう建築資材の搬入、業者等の受け入れ体制を整備する。
- 4 帰島準備期に、情報伝達、避難体制が有効に機能するかを段階的に検証する。
このため、まず村と東京都三宅支庁が協力して、職員住宅等を利用した夜間避難訓練を実施する。他の公共機関に対しても協力を依頼する。
- 5 村は、帰島を希望する高濃度地区居住者の住宅確保を支援する。

[村民の三宅島への引越し＝本格帰島期]

- 1 帰島する村民は、避難指示解除の日から概ね3か月間以内に島内への引越しを完了させるものとし、この期間を「本格帰島期」とする。
- 2 引越しが円滑に行われるよう、村は、帰島準備期に必要な調整を行うとともに、計画を策定し、説明会を開催する。
- 3 本格帰島期について、都営住宅等への継続入居などの災害支援を継続するよう東京都等関係機関に特段の配慮を要請する。
- 4 特別の事情があるため本格帰島期に帰島できない村民（非即時帰島世帯）については、本格帰島期後の一定期間、都営住宅等への継続入居などの災害支援を行うよう東京都等関係機関に特段の配慮を要請する。
- 5 一般観光客等の三宅島への入島受け入れは、一般村民の帰島後（本格帰島期後）を予定している。

[教育・福祉関係施設の再開]

- 1 小中学校は当面、三宅小学校、三宅中学校各1校で17年4月に再開する。
- 2 保育園は、当面、みやけ保育園1園を避難指示解除時に再開する。
- 3 小学校・中学校・保育園等には一時的避難が可能な脱硫機能を整備する。
- 4 特別養護老人ホームの再開は、「社会福祉法人あじさいの里」と協議し、早期再開を目指す。

[生活の再建]

- 1 村営住宅の復旧、整備等、住宅確保の支援を実施する。
- 2 産業、雇用対策を実施する。
- 3 家屋解体がれき、廃自動車、廃家電製品等災害廃棄物の適正処理を実施する。

[帰島計画]

この方針に基づく具体的な事項は、本年8月末を目途に策定する「三宅村帰島計画」で定める。

帰島に関する意向調査結果

調査期間	平成16年5月17日から6月10日まで
対象象	住民基本台帳登録世帯(平成16年4月1日現在)
結果	回収率 : 83.5%

A 問1 現在の火山ガスの状況で避難指示解除された場合の、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

年代別	対象世帯	回答世帯	火山ガスのリスクを受容して帰島する	帰島するつもりはない		不明	
				世帯数	%	世帯数	%
20代	30	15	8	53.3		6	40.0
30代	129	86	55	64.0		26	30.2
40代	207	158	120	76.0		28	17.7
50代	312	248	181	73.0		43	17.3
60代	348	305	229	75.1		53	17.4
70代	401	369	244	66.1		87	23.6
80以上	235	207	131	63.3		61	29.5
合計	1,662	1,388	968	69.7		304	21.9
						116	8.4

地区別	対象世帯	回答世帯	火山ガスのリスクを受容して帰島する	帰島するつもりはない		不明	
				世帯数	%	世帯数	%
神着	303	262	180	68.7		63	24.0
伊豆	195	172	126	73.3		37	21.5
伊ヶ谷	115	100	68	68.0		24	24.0
阿古	564	455	306	67.3		97	21.3
坪田	485	399	288	72.2		83	20.8
合計	1,662	1,388	968	69.7		304	21.9
						116	8.4

B 問1で「1. 帰島する」と答えた方にお伺いします。

問 2-1 火山ガスと健康影響についての説明会(リスクコミュニケーション)に参加するなどして火山ガスのことや安全を守る行動は理解している。

回答者数	はい	いいえ	不明
968	736	126	106
回答率	76.0%	13.0%	11.0%

問 2-2 今後、火山ガスと健康影響についての説明会(リスクコミュニケーション)に参加するなどして勉強する。

回答者数	はい	いいえ	不明
126	97	26	3
回答率	77.0%	20.6%	2.4%

問3 三宅島で、薄木地区・栗辺地区・三池地区・沖ヶ平地区・御子敷地区に住んでいた方で、問1で「1. 火山ガスのリスクを受容して帰島する」を選んだ方にお伺いします。

現在の状況では火山ガスの濃度が高く、噴火前の自宅には住むことが出来ない場合も考えられますが、その場合、住宅についてはどのようにお考えですか。

(複数回答あり)

選択区分	三池・沖ヶ平 ・御子敷	薄木・栗辺	計
1. 島内の他の場所へ住宅を建てるか借りたい。	9	2	11
2. 村営住宅等へ入居したい。	67	13	80
3. その他	9	1	10
合計	85	16	101

C 問1で『2. 帰島するつもりはない』を選んだ方にお伺いします。

問4 理由をお聞かせ下さい。 (*複数回答あり)

1. 避難先での仕事や収入が安定している	26
2. 避難先に自分の住宅がある	7
3. 避難先での子供の教育環境が良い	20
4. 避難先のほうが医療環境が整っている	142
5. その他	171
1) 火山ガスが不安	46
2) 高齢・病気・要介護	68
3) 帰島後の家屋	5
4) 子供	9
5) 帰島後の収入	10
6) 帰島しない	3
7) その他	30
合計	366

D その他 最後にあなたのお気持ちやお考え方をお書き下さい。

(*複数回答あり)

1. なるべく早く帰島したい	148
2. ガスが止まれば帰島したい・帰島はまだ早い	129
3. 脱硫装置の設置	47
4. マスク・避難対策	76
5. 高齢者対策	83
6. 子供対策	80
7. 病気・障害・介護対策	215
8. その他のリスク	98
9. 家屋・住居対策	159
10. 仕事・収入について	113
11. その他	150
合計	1,298

平成 16 年 7 月 20 日
三 宅 村

三宅村安全確保対策専門家会議の見解（第 1 回会議）

三宅村では、平成 15 年 3 月の三宅島火山ガスに関する検討会報告等に基づき、具体的な安全確保対策等について検討を行うため「三宅村安全確保対策専門家会議」を平成 16 年 6 月 28 日に設置しました。平成 16 年 7 月 1 日に開催した第 1 回会議での「会議の見解」は次のとおりです。

第一回三宅村安全確保対策専門家会議の見解

- 1) 平成 16 年 6 月 30 日火山噴火予知連絡会統一見解を確認
- 2) 「火山との共生」を基本的な考え方とする三宅村の帰島判断（避難指示解除）は「三宅島火山ガスに関する検討会報告書」に沿っており是認できる。
- 3) 阿古船客待合所観測点は長期的影響の目安に達成しているとみなせるので、この地域の立入制限等の必要はない。

平成16年7月20日

三宅村

三宅村帰島対策本部開設等について

三宅村では、下記のとおり帰島対策本部の開設等を行います。

記

1 三宅村帰島対策本部の開設

- (1) 日時 平成16年7月21日(水)午前10時
- (2) 場所 都庁第1本庁舎南側 41階

2 三宅村現地帰島対策本部の開設

- (1) 日時 平成16年7月27日(火)午前10時30分
- (2) 場所 三宅村活動火山対策避難施設

3 三宅村帰島対策本部組織構成図

